

# 石川県に事業所を有する 資金繰りにお悩みの皆様へ

令和6年能登半島地震  
「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」  
各種資金繰り支援のご案内

- ✓ 令和6年能登半島地震特別貸付の創設  
災害金利より0.9%引き下げる特別措置
  - ✓ コロナ資本性劣後ローンの特例措置  
黒字の場合でも1年間は0.5%の貸付利率を適用
  - ✓ セーフティネット保証4号(融資額100%を保証)
  - ✓ 災害関係保証(別枠の限度額で融資額100%を保証)
  - ✓ 伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)  
利用に必要な計画提出の猶予等
  - ✓ ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助  
リスケ時に係る追加の保証料を「0」にします。
  - ✓ 中小機構等の官民ファンドの活用  
債権買取や出資のスキームを検討
- ※伴走支援型保証(コロナ借換)の適用期限の延長も検討

詳しくは裏面

# 日本政策金融公庫による資金繰り支援

## 令和6年能登半島地震特別貸付

対象者	① 被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者※1,2 ② ①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者 ③ 今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者※3
貸付限度額	①及び②の方➡(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円 ③の方➡(国民事業)別枠4,800万円 (中小事業)7.2億円
貸付利率	①の方➡当初3年間は所定の金額※4を限度に、災害金利※5▲0.9% 貸付後4年目以降は災害金利▲0.5% ②の方➡災害金利 ③の方➡基準金利(中小企業者の状況により変動)※6
貸付期間	設備資金20年以内 運転資金15年以内 (据置期間5年以内)

### コロナ資本性劣後ローンの貸付利率の特例措置

※申込日にかかわらず発災以降に遡って適用

石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、今般の地震で直接被害※を受けた事業者を対象に、決算が黒字であっても、その業績に関わらず、当面1年間は一律0.5%の貸付利率を適用  
※罹災証明書等が必要

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)

## 信用保証による資金繰り支援

### セーフティネット保証4号

制度概要	自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠（上限2.8億円（うち無担保8,000万円））で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接被害があり、売上等が減少している中小企業者
要件	市町村が発行する認定書（売上高が20%以上減少）

### 災害関係保証

制度概要	激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠（上限2.8億円（うち無担保8,000万円））で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者
要件	罹災証明書等

### 伴走支援型特別保証（コロナ借換保証）

\*利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借り入れする際の保証料を0.2%まで引き下げるとともに、石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有する事業については、後日正式な提出が前提で申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています。

### ゼロゼロ融資等のリスク時の保証料補助

\*リスク時追加保証料をゼロにします。

(お問い合わせ先) お取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせ下さい。